

令和8年9月 17 日

浦添市長 松本 哲治 殿

浦添市上下水道料金等審議会
会 長 平敷 徹男

令和8年度 浦添市上下水道料金等に係る諮問について(答申)
(案)

浦添市上下水道料金等審議会は、令和8年7月2日付け浦上経第12号で諮問のありました下記の事項について、慎重に審議を重ねた結果、結論に達しましたので、別紙のとおり答申します。

記

浦添市水道料金及び下水道使用料等の適正について

答申書

浦添市水道料金及び下水道使用料等の適正について

1) はじめに

浦添市の上下水道事業は、市民生活及び都市活動を支える重要なインフラであり、安定的かつ継続的なサービスの提供が求められています。両事業ともに、老朽化した管路・施設の更新・耐震化に要する費用の増大や、将来的な人口減少による収益の減少が見込まれており、引き続き厳しい経営環境にあります。

加えて、下水道事業については、浦添市は沖縄県が管理する流域下水道に接続しており、その維持管理に要する費用の一部を流域下水道維持管理負担金として県に支払っています。沖縄県の流域下水道事業経営戦略においては、当該負担金の単価を現行の税抜 50 円/㎥から令和 9 年度以降は 58 円/㎥で試算しており、この試算に基づく改定が適用された場合、浦添市の費用負担は年間約 9 千万円増加することが見込まれ、現行の使用料収入のみでは安定的な事業運営が困難な状況となります。

こうした状況を踏まえ、浦添市から上下水道料金等の適正について諮問がなされたものであり、本審議会は複数回にわたる審議を経て、ここに答申します。

2) 答申内容

〈水道〉

- (1) 現行料金を維持すること。
- (2) 引き続き経営戦略の進捗と事業運営を注視し、必要に応じて計画を見直すこと。

〈下水道〉

- (1) 下水道使用料は、改定率 3%を下回らない範囲で引き上げること。
- (2) 資金残高は、将来的に使用料収入 1 年分相当の確保を目指すこと。
- (3) 経費回収率 100%を目指すこと。

3) 審議内容

本審議会は、諮問を受け、水道事業及び下水道事業の概要並びに経営戦略フォローアップの説明を受けたのち、両事業における老朽化施設の状況、経営戦略に基づく収支見通し及び経営改善の取組を確認するとともに、経営状況及び将来の費用見通しを踏まえ、上下水道料金の適正な水準について審議を行いました。

水道事業については、経営戦略の改定時と比較して事業環境に変化が生じているものの、現在は計画期間の初年度であることから、現時点においては現行料金を維持することが適正と判断しました。今後も施設更新需要の増大や人口減少に伴う給水収益の動向など、経営を取り巻く環境を継続的に注視していく必要があることを確認しました。

下水道事業については、経営戦略に基づく収支見通しを確認したところ、流域下水道維持管理負担金の単価改定等により経営戦略との乖離が生じていることが明らかとなりました。このため、当該乖離を解消し経営の健全性を確保する観点から下水道使用料の改定を検討するにあたり、当該改定が市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと認められることから、市民を対象とした情報提供及び意見募集（パブリックコメント）を実施しました。意見募集は下水道使用料の改定を対象として実施したのですが、提出された意見は水道料金に関するものであったことから、水道事業及び下水道事業の両事業に係る回答案を審議会において確認しました。審議においては、流域下水道維持管理負担金の改定による浦添市の費用増加の影響、下水道使用料の適正な算定根拠及び改定率の妥当性、市民・利用者の負担への配慮、並びに改定後の事業収支の見通し及び財政の健全性について検討しました。

料金算定にあたっては、汚水処理に要する費用を適切に使用料収入で賄い経費回収率100%を目指すこと、及び将来の施設更新・修繕に備え資金残高として将来的に使用料収入の1年分相当の確保を目標とすることを基本的な考え方として整理しました。また、改定に際しては、改定の必要性や算定根拠について市民・利用者に対して丁寧かつ分かりやすく説明することが重要であることを確認しました。

付帯意見

- (1) 改定後の下水道使用料については、沖縄県の流域下水道維持管理負担金単価改定の適用時期に合わせて施行すること。なお、利用者への十分な周知を図るため、施行前に3か月以上の周知期間を確保すること。
- (2) 使用料改定による市民負担の増加を最小限に抑えるため、業務の効率化や維持管理コストの縮減に引き続き積極的に取り組むこと。
- (3) 上下水道事業を取り巻く環境の変化に対応するため、料金水準については定期的に検証・見直しを行うこと。

- (4) 今回の下水道使用料の改定率は、現時点において入手可能な情報に基づき算定したものであるため、県の負担金単価や適用時期等に変更が生じた場合には、市において事業収支への影響を検証し、必要に応じて適切な措置を講じること。

下水道使用料 料金改定表

下水道使用料

用途別	基本料金				超過料金			
	基本水量 (㎡)	現行料金 (円)	改定料金 (円)	増加額 (円)	1立方メー トルにつき	現行料金 (円)	改定料金 (円)	差額 (円)
家事用	8立方 メートル まで	640	660	20	9～30	98	101	3
					31～50	105	109	4
					51以上	112	116	4
連合用 ※	8立方 メートル まで	640	660	20	9～30	98	101	3
					31～50	105	109	4
					51以上	112	116	4
業務用	10立方 メートル まで	835	861	26	11～30	98	101	3
					31～50	112	116	4
					51～100	130	134	4
					101～300	154	159	5
					301～500	185	191	6
					501以上	216	223	7
大衆浴場 用	1立方メートルにつき					61	63	2

※連合専用：1戸（世帯）あたりの料金は、家事用を適用する。この場合の料金算定の基礎となる汚水排水量は、各戸（各世帯）均等に使用したものとみなす。

参考

1. 審議の経過

開催日	審議内容等
令和8年7月2日	水道事業及び下水道事業の概要説明 経営戦略フォローアップの説明
令和8年7月29日	下水道事業の取り組みについて 下水道事業中長期の財政計画について パブリックコメントについて
令和8年8月20日	パブリックコメントの結果報告 料金算定の考え方について 料金改定について
令和8年9月4日	これまでのおさらい・補足説明 答申案について
令和8年9月17日	市長へ答申

2. 浦添市上下水道料金等審議会委員名簿(令和8年度)

会 長 平敷 徹男(学識経験者)

副会長 秋田 繁一(水道事業及び下水道事業経験者)

委 員 又吉 隆(自治会代表)

委 員 照屋 冴子(婦人会代表)

委 員 平良 秀樹(企業代表)

委 員 譜久原 みどり(消費者代表)

計6名